

審議会・委員会制度の改善に関する指針

1 趣旨

審議会・委員会をより適切で機能的なものにするため、設置、委員選任等の指針を定める。

2 指針の設定

(1) 設置

ア 一般原則

設置の必要性を十分検討し、その目的、内容、性格等に応じた組織として設置するものとする。

イ 具体的要件

(ア) 法律で設置を義務づけられている附属機関

(イ) 自治法第138条の4の規定のほかの法律の規定により設置できるとされている附属機関

(ウ) 自治法第138条の4の規定のみを根拠とする附属機関は、次のものに限る。

① 市民に対し規制を行うに当たってその具体的内容を諮問するもの

② 公平性を確保するため、審査・裁定を行うもの

③ 専門的知識の導入を必要とするもので、合議制の機関の決定を必要とするもの

④ 総合計画や都市計画など市の行政の根幹に係るものについて、合議制の機関の決定を必要とするもの

⑤ 住居表示などの市の重要事項を審議するもので、合議制の機関の決定を必要とするもの

⑥ 市民生活に影響の大きい使用料・手数料等の改定に当たって諮問するもの

(エ) 専門委員

専門の学識経験に基づく鑑定、判定、調査等を行うもので、委員単独でも担当事務の遂行が可能なもの

(オ) 懇談会 次に掲げるものについて設置する。

① 行政計画又は都市宣言の策定、重要な公の施設の建設その他の重要な施策の政策形成の初期的段階において市民の意見を聴取することが必要不可欠であると認められるもの

② 市が実施主体となって補助金等を活用した事業の運営に当たり、その妥当性等について、中立・公平な立場として市民の意見の聴取

が必要不可欠と認められるもの

③ 市の重要施策の推進又は主要事業の運営に当たり市民の意見の聴取が必要不可欠と認められるもの

④ 国等における方針，要綱等に基づき，市が実施する事業の合理性及び客観性の担保等をするために設置を求められているもの

ウ 設置の期限

新設の審議会・委員会については原則として，設置期限を設定するものとし，既存のものについても設置期限の設定に努めるものとする。

(2) 組織

ア 定数

委員の発言機会を確保し，効果的に審議会等を運営するため，委員定数の限度は，原則として20人以内とする。

イ 構成

(ア) 女性比率

当面の目標値を40パーセントとする。

(イ) 年齢構成

年齢層に偏りが出ないようにすること。

(ウ) 公募制の導入

公募制が適する懇談会等については，別に定める要領に基づき，公募を積極的に推進する。

(3) 統廃合

[廃止]

ア 設置上の指針にそぐわなくなったもの

イ 既に設置目的が達成されたもの

ウ 社会経済情勢の変化により行政対象そのものが激減するなど，設置の必要性が低下してきたもの

エ 設置効果の乏しいもの及び活動実績のないもの

(ア) 審議，審査等が形式的であり，実質的でないもの

(イ) 付される案件が少ないなど，活動が不活発なもの

(ウ) 過去の開催実績が少なく，今後の開催の見込みも薄いもの

オ 審議会等を設置するまでもなく，一般的な行政事務処理によって対応が可能なもの（付される案件が審議会等に相応しい内容となっていないもの）

[統合]

カ 審議事項，委員構成等が同一又は類似しているもの

(4) 委員の選任

ア 一般原則

審議会等の設置目的に即し、市民各界各層から幅広く選任するよう努める。

イ 市職員の選任禁止

市職員は委員としない（法定されているものを除く。）。参加する場合は、事務局又は幹事として参加する。

ウ 兼職制限

1人が兼職できる審議会等の数を5つまでとする。（充て職を除く。）

エ 市議会議員の選任制限

委員数のおおむね30パーセント以内の委員について、市議会議員を委員として選任することができるものとする。

また、高度に専門性を持つものや公正中立の立場から審議等を行うものについては、その附属機関及び専門委員の性質上、議員以外の委員の選任に努めるものとする。

オ 在任期間の制限

長期に及ばないように在任年数は、原則5年とし、これを超えて再任はしないものとする。

(5) 運営

ア 一般原則

審議会等の運営は、市民に対して情報を提供するなどその透明性を確保し、市民参加の推進を図るものとする。

イ 会議録の公開

次号により公開した審議会等の会議録は、閲覧に供するものとし、非公開とした会議の会議録については、情報公開条例の規定に基づき、公開するものとする。

ウ 会議の公開

別途定める会議の公開に関する要領に基づき、会議は原則公開するものとする。

エ 非常時の対応

災害時などのやむを得ない状況において会議を開催する必要があるときは、条例、規則等の規定に基づき、書面等によって会議の開催ができるものとする。

3 実施時期

平成10年4月1日から（新年度設置分から）

ただし、事案継続している場合を除き、既存のものについても見直しを行

うものとする。

改正経過

平成12年5月1日から適用

改正経過

平成15年6月1日から適用

改正経過

平成16年8月1日から適用

改正経過

平成19年9月1日から適用

改正経過

平成21年12月1日から適用

改正経過

平成29年4月1日から適用

改正経過

令和3年12月22日から適用

改正経過

令和5年4月1日から適用